

財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位:百万円)

団体名 城南町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
2,148	1,638	214	4,000

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	6,646	6,374	272	271	363	7,289	
土地取得特別会計	1	1	0	0	-	-	
住宅新築資金等貸付金償還特別会計	11	7	5	5	-	22	
一般会計等	6,658	6,382	276	275		7,311	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
国民健康保険特別会計	2,473	2,352	121	121	345	-	-	
介護保険特別会計	1,229	1,167	62	62	185	-	-	
老人保健特別会計	2,441	2,422	19	19	230	-	-	
公共下水道特別会計	557	553	5	5	241	3,330	2,911	
農業集落排水特別会計	87	85	2	2	58	998	746	
簡易水道特別会計	21	19	2	2	4	9	-	
公営企業会計等 計				210		4,337	3,657	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
宇城広域連合	4,461	4,208	252	252	135	4,313	303	
熊本県市町村総合事務組合	12,860	12,217	643	643	1,300	5	-	
熊本県後期高齢者医療広域連合	1,187	1,037	150	150	-	-	-	
一部事務組合等 計				1,045		4,318	303	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
城南町土地開発公社	0	4	1	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			1	-	-	-	-	-	

- (注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		1,264	
減債基金		1	
その他充当可能基金		983	
充当可能基金 計		2,248	

- (注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	6.11	6.88	0.77	△ 15.00	△ 20.00	公共下水道特別会計			7.0
連結実質赤字比率		12.14		△ 20.00	△ 40.00	農業集落排水特別会計			6.2
実質公債費比率	16.6	13.6	△ 3.0	25.0	35.0	簡易水道特別会計			21.4
将来負担比率		97.5		350.0					
財政力指数	0.46	0.48	0.02						
経常収支比率	88.3	86.4	△ 1.9						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。